



平成 29 年 9 月 22 日

始良市長 笹山 義弘 殿

始良市行政不服審査会
会長 山本 敬生

答 申 書

平成 29 年 4 月 18 日付け始都第 27 号により諮問のあった件について、下記のとおり答申します。

記

第 1 審査会の結論

始良市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について一部開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

審査請求人は、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定により実施機関に対し、平成29年1月10日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

処分者 B様に対する次の文書

- ① 住所の変更がわかる文書
- ② 平成25年11月1日 A氏に渡した、相続関係説明図について経緯（起案文書）や内容（氏名、住所等）がわかる文書
- ③ 平成25年10月9日 C氏に発行した文書
- ④ 平成23年度 除草管理で公金を支出した内容がわかる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求について一部開示の決定（以下「本件開示請求に係る決定」という。）を行い、平成29年1月16日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年4月3日に本件開示請求に係る決定（以下「本件処分」という。）についてこれを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」と略記）第4条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は平成29年4月18日に条例第19条の規定により、始良市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張趣旨

1 審査請求の趣旨

本件処分により開示しない又は一部開示とされた公文書の開示を求めるといふもの

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(要旨) 開示された文書が公文書であるか。担当課の私的な文書ではないのか。又は本当に存在しないのか。請求人では確認できない。後日、趣旨にそった文書を作成される可能性があるので、本請求で本当の文書の開示を求める。市の公文書の作成及び開示は、法律、条例を無視している。

1 について

別紙(イ)(ロ)(ハ)の公文書の住所が、1年半の間に3回変更になっている。相続人代表としてC氏に郵送したと説明しているので、(ロ)については問題ないが、(イ)の住所は昭和25年の住所である、(ハ)については、〇〇市から始良市へと住所の異動があったのか。本当に郵送したのか。住所の辻褄が合う別の文書が存在するのか。不開示はありえない。住所変更のわかる文書の開示を求める。

2 について

A氏に渡した文書は公文書である。不開示とすべき氏名、開示すべき住所等情報公開として問題はあるが、本件文書は同氏より情報公開として請求があったのか。そうでなければ、職員一個人が個人情報をも市民に提供したのか。不開示の理由が記されているが、情報公開請求に関する文書か特例扱いに関する起案文書の開示を求める。

3 について

本件文書は公文書か。担当課の私文書ではないのか。公文書であれば相続人全員に発送しなければ、B氏の相続関係説明図を添付する理由がない。正しい文書の開示を求める。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

①について

住所の変更がわかる文書については、文書が存在しないため不開示とした。

(イ)の住所は、B氏の昭和25年当時の住所で、清算金の郵便発送の宛先は、C氏に対して送付したものであるが、普通郵便で送付しているため、配達記録はない。

(ハ)については、清算金通知及び催告書は、C氏に対して送付しているが、納付については、A氏が都市計画課の窓口に来た上で、C氏の代わりに納付したため領収書をA氏の住所で作成したものである。

②について

平成25年11月1日A氏に渡した相続関係説明図について、経緯や文書の内容がわかる文書については、条例第7条第2号に該当する特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため、一部開示とした。

特例扱いに関する起案文書は存在しない。

③について

平成25年10月9日C氏に発行した文書については、条例第7条第2号に該当する特定の個人を識別できる個人情報に関する情報を含むため、一部開示とした。

第5 当審査会における審査

1 審査の経過

本件審査請求に関する当審査会の審査経過は、以下の通りである。

年月日	審査経過の内容
平成 29 年 4 月 18 日	実施機関から諮問を受ける
平成 29 年 5 月 1 日	平成 29 年度第 1 回審査会 各委員に審査請求書、諮問書、弁明書を配付
平成 29 年 5 月 8 日	審査請求人に弁明書を送付
平成 29 年 5 月 19 日	審査請求人からお願い及び一部弁明に対する反論受領
平成 29 年 6 月 29 日	平成 29 年度第 2 回審査会 ・お願い及び一部弁明に対する反論を配付 ・審査請求内容の検討及び精査 ・審議
平成 29 年 8 月 9 日	平成 29 年度第 3 回審査会
平成 29 年 9 月 22 日	平成 29 年度第 4 回審査会

2 当審査会の本件処分にかかる判断及び判断理由

当審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を検討した結果、以下のよう
に判断する。

(1) 今回の諮問及び当審査会の職務について(審査の対象の限定)

今回の諮問は、情報公開制度における審査請求に係るものであり、当審査会
は条例第 2 条第 2 項に定める「公文書」(実施機関の職員が職務上作成・取得
し、組織的に用いるものとして実施機関が保有するもの)の開示・不開示とい
う行政処分の妥当性について審査することになる。したがって今回当審査会は、
審査請求人の様々な意見や主張のうち、本件開示請求に係る公文書の開示・不
開示の妥当性に関する判断とは直接関係のない事項について、その当否を逐一
審査する必要はない。

審査請求人は審査請求書等において、帖佐第一地区土地区画整理事業に係る
問題及び一部開示された文書の内容に関する件など本件開示請求以外の件につ
いて様々な意見を述べ、指摘をしているが、これらの意見や指摘については、
今回の審査請求とは別個の案件であるため当審査会の所掌範囲を超えており、
判断の対象とすることができない。

(2) 文書不存在を理由とする不開示処分の妥当性について

文書不存在を理由とする実施機関の不開示処分に不服がある場合、審査請求
人は、実施機関が当該文書を保有していると考えられる根拠を具体的に主張する必
要があり、当審査会は、審査請求人の主張と実施機関の意見を比較検討し、そ
の結果文書の存在が確認されない限り、当該不開示処分は妥当であると判断す
ることになる。要するに当審査会は、審査請求人の求める公文書を、実施機関
が現に保有しているか否か、ということ審査する。

今回、審査請求人が開示を求めている当該公文書について、客観的に見て、存在し得ない文書である。また、審査請求人が主張するように、実施機関が文書の特定を誤っているとも言えず、さらに実施機関が故意に文書を隠蔽しているという確証も見出すことができなかった。よって、文書不存在を理由とする実施機関の不開示処分は妥当であると判断せざるを得ない。

(3) 条例第7条第2号を理由とした一部開示の妥当性について

本件請求文書の記載事項である住所については、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」であると認められることから、住所の開示に関し、条例第7条第2号に該当する状況とし不開示とした判断は妥当である。

(4) 適正な請求及び公文書の特定について

文書の開示を請求しようとする者は、条例第1条に定める本市情報公開制度の目的に即して適正な請求に努めることが求められている(条例第4条)。また、開示の請求に当たり、公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定する必要がある(条例第6条第1項第3号参照)。つまり文書の開示請求に当たっては、実施機関がいかなる文書を現に保有しているか、ということ把握しておく必要がある。他方で、実施機関は、市民の情報の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し運用しなければならない(条例第3条)。

今回、審査請求人は、本件公文書を名称などで特定していないことから、そもそも開示すべき公文書が特定されていないのではないかという疑問がある。また、実施機関の職員が合理的な範囲内で、請求に係る公文書を特定することができる程度の具体的内容を十分に示しているとも言い難い。

実施機関は、従前の開示請求と併せて、該当すると思われる文書を探索し、開示可能な公文書は開示しており、本件処分は、条例第3条の趣旨に即し妥当であると判断する。

(5) 公文書の適正な管理

(1)で述べたとおり、本審査請求の背景である、帖佐第一地区土地区画整理事業に係る問題及び一部開示された文書の内容に関する件など本件開示請求以外の件については、今回の諮問とは別個の案件であるため当審査会の所掌範囲を超えており、判断の対象ではないが、当該事案について、実施機関が情報公開条例の適正な運用を図っていた或いは適切に公文書を作成し、管理していたとは言い難い。実施機関は条例第3条の「市民の情報の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。」及び条例第25条の「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」との規定に基づき、開示請求等に対する適切な対応及び適正な公文書の作成並びに文書管理に努めるべきである。

以上5点を総合して判断すれば、請求人の請求には理由がなく、よって冒頭の第1「審査会の結論」に達した。

3 付記

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張も検討したので、当該主張に対する判断及び判断理由を付記する。

審査請求人は、本件に関し更なる文書の開示を求めているが、本件審査請求の背景となっている当該土地の現況について、現在も登記がなされていない現状及び実

施機関が相続の手続きについて関わることもないことから、審査請求人が求める文書が存在しないことは明らかである。

また、当該土地の現況に関し、実施機関は、当時の処理の瑕疵を認め、本来存在すべき文書が存在しないことを明らかにしており、審査請求人はそれを以って、情報公開制度に基づく開示請求及び審査請求ではなく、次の段階の手続を検討すべきである。

本件はあくまで、情報公開制度に基づく開示請求に関し審議する場であって、公文書の開示・不開示の妥当性に関する判断とは直接関係のない事項について、その当否を逐一審査する必要はなくまた、その権限もない。実施機関が行った決定の妥当性について審査を行った結果、特に不自然、不合理とは言えない。よって、実施機関の決定は妥当である。

以 上

(答申に関与した委員の氏名)

山 本 敬 生

川 崎 栄 寿

鎌 田 一 典